

「14日不担保対象感染症」に該当する疾病一覧

該当する疾病	現在、なし

○「14日不担保対象感染症」とは、責任開始日における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」上の以下の疾病のことをいいます。

- ・第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症として認められている疾病
- ・第6条第8項の指定感染症として定められている疾病
- ・第6条第9項の新感染症として認められている疾病

○責任開始日から起算して14日を経過する前に発病した「14日不担保対象感染症」については、下記対象商品のお支払いの対象となりません。

対象商品

(保険組曲Best)

- ・無配当入院保険（無解約払戻金型）（002）
- ・無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）

(保険組曲Best既成緩和・ひまわり認知症予防保険)

- ・無配当選択緩和型医療保険（無解約払戻金型）（002）
- ・無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）

(わくわくポッケ)

- ・無配当こども保険入院特約(17)
- ・無配当こども保険医療一時金特約(17)
- ・こども保険疾病保障特約(07)
- ・こども保険入院一時金特約(07)

※支払事由等の詳細については、各商品の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

